



株式会社に対する参入規制

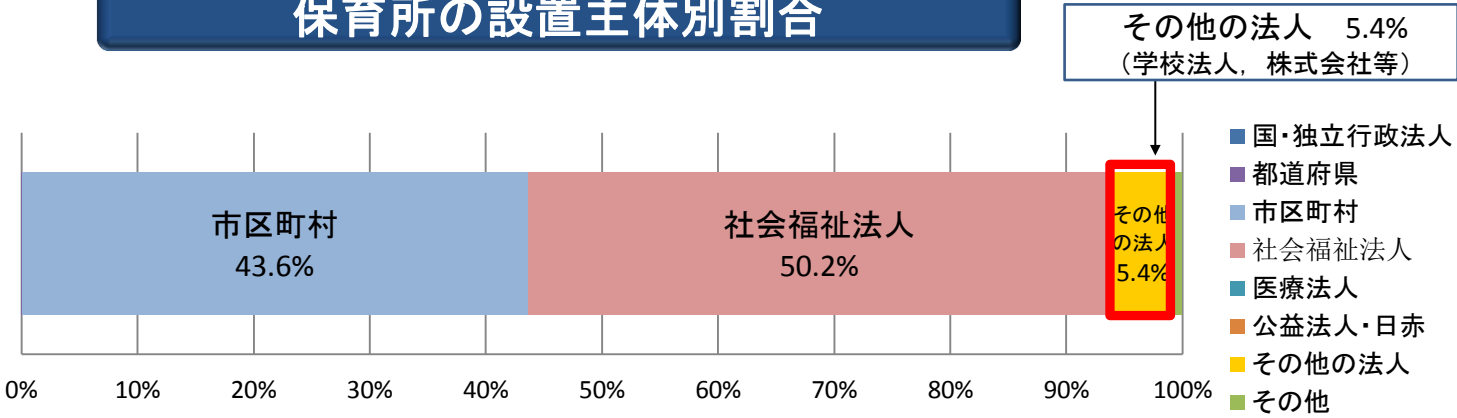
平成26年2月28日

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

現行制度

- 私立保育所の設置には都道府県知事(政令指定都市・中核市の場合は市長)の認可が必要。
- 児童福祉法上, 保育所の設置主体に制限はないが, 平成12年3月以前は, 国の通知で社会福祉法人に限定。
- 平成12年3月からは, 設置主体の制限がなくなり, 株式会社等の参入が可能となった。株式会社により設置された保育所は, 全体の1.6%(H24.4時点)。

保育所の設置主体別割合



右グラフと調査時点は異なるが, 平成24年4月1日時点で,

✓株式会社 1.6%
✓学校法人 2.1%
✓NPO法人 0.4%

となっている。

(厚生労働省資料より)

	国・独立行政法人	都道府県	市区町村	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人	その他	計
施設数(か所)	1	2	9,484	10,918	11	7	1,174	154	21,751
割合(%)	0.0%	0.0%	43.6%	50.2%	0.1%	0.0%	5.4%	0.7%	100.0%

※グラフ・表は平成23年10月1日時点

現行制度

- 都道府県知事の保育所認可に当たっては、法律上は市町村の関与は明記されていないものの、都道府県の定める要綱等において、市町村長の意見書の添付や認可申請者に市町村との協議を求める等により、市町村の意向を勘案して認可する実態が見受けられる。
- 市町村の中には、株式会社の参入に消極的なところもある。

自治体の運用の実態

厚生労働省の調査(H25.4実施)によると、

平成24年4月1日時点で待機児童が50人以上存在する埼玉県・東京都・神奈川県
各市区町村(計49自治体)のうち、何らかの方法(※)で「株式会社等の認可保育所へ
の参入を阻害する運用」を行う市区町村が、24自治体存在

(※)事業者の募集時に株式会社を排除する、当該自治体内で保育所の運営実績がある
事業者を募集対象とする など

【出所】平成25年4月17日「第7回規制改革会議」における厚生労働省提出資料より

<参考>

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

6 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

7 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

<参考>

◎児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
 - 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 三 運営の方法
 - 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
 - 四 収支予算書
 - 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。
- 3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
 - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- 4 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

(前頁の続き)

- 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。

第三十八条 法第三十五条第六項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止の理由
 - 二 入所させている者の処置
 - 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
 - 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
- 2 法第三十五条第七項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。

2. 新制度における保育所認可の仕組み(1)

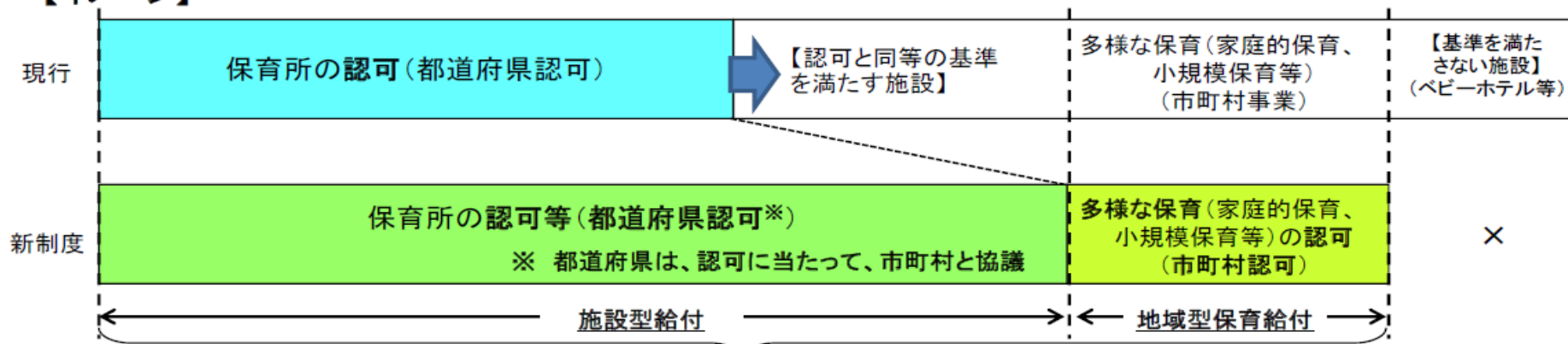


新制度

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

2. 新制度における保育所認可の仕組み(2)



<参考>

◎子ども・子育て関連3法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。【現行制度から改正なし】

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。【現行制度から改正なし】

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。第八項において同じ。)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

二 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。)が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ～ル (略)【イと同種の欠格事由】

6 都道府県知事は、第四項の規定により保育の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

2. 新制度における保育所認可の仕組み(3)



(前頁の続き)

- 7 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第十条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。
- 9 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- 10 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。【点線部分以外現行制度から改正なし】
- 11 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。【現行制度から改正なし】

3. 新制度を見据えた動き

規制改革会議の提言

- 昨年5月に、経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は自治体に通知すべきことを提言

平成25年5月2日「保育に関する規制改革会議の見解」(抜粋)(下線は事務局)

保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないといった取扱いが許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する



厚生労働省の対応

- 都道府県知事等に対し、認可制度の運用についての通知を発出

平成25年5月15日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(抜粋)(下線は事務局)

…新制度…においては、保育所の設置認可に係る取扱いが別添のように改められ、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとされた。

待機児童の解消は、喫緊の課題であって、本年4月19日に内閣総理大臣から公表された「待機児童解消加速化プラン」においても国と地方公共団体が、ともに全力を挙げて取り組むこととされており、保育需要が充足されていない地域において、その解決のための積極的な対応が求められている。

このため、保育需要が充足されていない地域においては、新制度施行前の現時点においても、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくようお願いする。

また、併せて、保育の実施主体である管内市町村(特別区を含む。)に対しても、本通知の趣旨を周知していただくようお願いする。

- 待機児童が発生している状況において、株式会社等の参入が進まないのはなぜか。
- どのようにしたら株式会社等の参入が進むと考えられるか。
- 株式会社等の参入が進むと、どのような効果・影響があると考えられるか。